

令和 8 年度第 1 回佐倉市入札監視委員会議事概要

日 時	令和 8 年 7 月 10 日（金） 午後 1 時 30 分～3 時 20 分
場 所	議会棟 第 2 委員会室
出席者	<委 員> 湯川委員長、野村委員、矢口委員 <事務局> 契約検査課 <担当課> 水道課、文化課、土木管理課、下水道課、道路建設課、生活環境課、広報課、道路維持課、高齢者福祉課、危機管理課、経営企画課
【議事概要】 ○議題 1 入札・契約の手続きの運用状況等について 令和 7 年 10 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までに実施した一般競争入札・随意契約・低入札価格調査実施案件及び指名停止業者について、事務局から報告しました。 ○議題 2 制限付き一般競争入札参加資格の設定経緯等について 令和 7 年 10 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までに実施した一般競争入札・随意契約の中から、委員が抽出した 10 案件について、事業担当課職員による事業説明及び質疑応答を行いました。 【主な質疑】 案件① 2 5 営浄－4 6 上座浄水場計装設備更新工事（水道課・一般競争入札） （質問）落札率が 100%と高く、入札参加者が 1 者であったため、競争原理が働いていたのかが気になります。落札率が高くなった理由、入札参加者が 1 者であった（2 者参加の内 1 者が辞退した）理由についてご説明をお願いします。 （回答）本事業は、計装設備及び水質計器の更新を目的とした工事になります。 資格要件は、①資格者名簿の登録業種に関する条件：「電気工事」、②資格者名簿の登録地区に関する条件：「市内」、「準市内」、「県内」、③資格者名簿の格付けに関する条件：「A」、「B」としており、特定の事業者に限定したものではなく、一定の参加機会を確保していたものと考えます。 一方で、施工にあたっては、浄水場を運用しながらの作業となるため、配水への影響を避ける必要があり、作業に制約が生じるなど、高度な専門性が求められる内容となっております。 また、工事費に占める機器費の割合が高く、施工部分にかかる利益が大きくなりにくい案件であったことも参加者が限定された一因と考えております。 これらの要因により、結果として入札参加者数が 1 者にとどまり、かつ、落札率が高い水準になったものと考えております。	

参加申請のあった２者の内１者が辞退したことについては、「本事業を受注した場合、技術者の確保が困難である」という理由で辞退届の提出がありました。

(質問) 資格要件について、名簿の格付けを「A」、「B」としたことで事業者数が絞られたということでしょうか。

(回答) 格付けは経営事項審査の総合値によって決定されています。「A」が700点、「B」が650点、「C」が600点となっていますが、「A」の700点が平均的な点数となります。また、登録地区を「県内」としていることから競争原理は働いていたものと考えられます。

(質問) この工事は非常に難しい工事になるのでしょうか。特殊な工事であれば、入札ではなく随意契約２号でも良いのではないのでしょうか。

(回答) 機器を設置する作業自体は高度なものではありませんが、浄水場を運用しながら安全に切り替えなければならないため、注意が必要になります。今回も当初は２者が参加申請（１者辞退）しているほか、別の浄水場の工事案件は、今回の契約相手方とは違う業者が請け負っていることから、随意契約２号には該当しないと考えております。

案件② ２５改水－０７海隣寺町地先水道管耐震化工事（水道課・一般競争入札）

(質問) 総合評価方式を採用した経緯と、総合評価方式による入札の中で最も予定価格が高くなっていますが、低入札となっても事業は問題なく実施されているか教えてください。

(回答) 本事業は、水道管の耐震化を行う工事です。

総合評価方式の対象工事については、佐倉市総合評価方式制限付き一般競争入札実施要領第２条に規定しています。本案件は、同第１項第２号の設計金額5,000万円以上の建築一式工事以外の建設工事に該当するため、総合評価方式により一般競争入札を実施しました。

落札業者は市内業者のため、事務所や資材置き場から施工現場までの距離が近いなどの理由から諸経費を軽減でき、入札価格での施工が可能だったと考えられます。進捗につきましては、大きな苦労もなく、完成しております。

案件③ 旧但馬家住宅茅葺屋根修繕（文化課・随意契約）

(質問) 随意契約２号相当とする具体的事情を教えてください。

(回答) 本事業は、文化課が管理・公開している三棟の武家屋敷のうちの一つである、旧但馬家住宅の茅葺屋根の修繕を行ったものです。

旧但馬家住宅は、市指定文化財・日本遺産構成文化財であり、修理には熟練した技術が必要になりますが、茅葺屋根の職人は全国的に数が減少している

ため、職人を抱えている業者でなければ受注できません。また、修理に使用する茅は、長期保存の観点から同じ自然環境で育った茅を使用することが最適であり、近場に茅場をもっている職人を抱える業者を選定する必要がありました。よって、業者選定にあたっては、過去に旧但馬家住宅の茅葺屋根の修繕実績を有することに加え、旧御子神家住宅（国重要文化財・成田市）、旧河原家住宅（県指定有形文化財・佐倉市）等の文化財の茅葺屋根を修繕した実績を有し、かつ、成田市に事業所を置き佐倉市近郊に茅場を持つ職人の手配が可能である業者を選定しました。

（質問）このような修繕は何年ごとに必要になるのでしょうか。

（回答）一般的には概ね 15～20 年が目安とされていますが、環境や災害等の影響によって前後します。旧但馬家住宅の場合は、前回の大規模な修復工事から約 13～14 年が経過しています。

案件④ 令和 7 年度佐倉市道路台帳更新業務委託（土木管理課・一般競争入札）

（質問）落札率が高い（89.3%）理由を教えてください。

（回答）本事業は、道路法第 28 条に基づく道路台帳の更新を目的とした業務です。落札率が高くなった理由につきましては、測量業務の積算は公表されている県の基準単価を参考に算定されているため、予定価格と事業者の積算額に大きな差が生じなかったものと考えられます。また、予定価格が事前に公表されていることから、事業者が落札可能な価格帯において、企業努力による価格設定を行った結果であると推測されます。

案件⑤ RBR2513 上志津調整池整備家屋事前調査業務委託（下水道課・一般競争入札）

（質問）18 者の入札でありながら、くじで決定することになった理由をお聞かせください。

（回答）本事業は、上志津調整池整備工事に伴い、地盤変動によって建物等に損害が生じるおそれがあることから、調査範囲内にある建物の状態を確認する業務委託となっております。

入札参加者が 18 者と多くなった理由については、本委託は、対象建物が 1 棟かつ事業施設であることから、個人住宅に比べ調査の日程調整が容易であること、施設の外壁や外構などの屋外部分が対象であり、現地調査が容易であることに加えて、業務全般の難易度が低かったためと推察しております。また、くじで決定することになった理由については、入札参加者側の積算精度が向上したこと、発注者側の積算資料の情報公開が進められた結果として、同一価格者が複数になったものと推察しております。

(質問) 開札結果を見ると、くじになった事業者以外の入札金額も似たような金額になっています。積算の精度が高まったという背景があるとはいえ、そのような傾向にあるのでしょうか。

(回答) 積算資料や予定価格が公表されているので、事業者が金額を想定することが比較的容易であったと推測します。

また、開札結果のとおり、落札金額と最低制限価格が同額となっています。最低制限価格の算定方法についてもオープンになっている状況にあることから、複数の事業者が最低制限価格と同額で入札してくるケースもございます。

案件⑥ 上座跨線橋外3橋道路橋定期点検補助業務委託（道路建設課・随意契約）

(質問) 随意契約2号相当とする具体的事情を教えてください。

(回答) 本事業は、道路法に定められている5年に1回の定期点検を行う際の補助業務になります。今回は、鉄道である京成本線軌道内での点検作業であることから、限定された時間の中での起電停止作業、軌陸車の運行、保安員の配置、緊急時の対応等、点検作業以外で多くの専門的な補助作業が必要となります。よって、この事業は鉄道管理者又は鉄道管理者から指名を受けたもの以外が実施することは困難であるため、随意契約2号相当と判断いたしました。

案件⑦ 令和7年度太田地区地下水汚染対策機構解明調査業務委託（生活環境課・一般競争入札）

(質問) 落札率が100%と高く、入札参加者が1者であったため、競争原理が働いていたのかが気になります。その理由について教えてください。

(回答) 本業務は、地下水汚染の機構解明を目的とした高度な専門性を要する調査業務であり、過去の調査結果の把握や地質・水質解析に係る知見、分析体制等が求められるため、実質的に対応可能な事業者が限定される性質を有しています。

落札率が100%となっている点については、当該業務の積算にあたり、人件費や分析費等の固定的経費の占める割合が大きく、価格競争の余地があまりないということが要因として考えられます。

(質問) 名簿登録業者が多い中で、1者のみの参加ということは、あまり魅力のある仕事ではないということでしょうか。

(回答) お見込みのとおりかと思います。

(質問) 契約相手方は一般社団法人千葉県環境財団になっていますが、財団の中に高度な技術を持った職員がいるということでしょうか。

(回答) そのとおりです。

案件⑧ 令和 8 年度 CATV 佐倉市広報番組制作業務委託（広報課・一般競争入札）

（質問）落札率が 99.9%と高く、入札参加者が 1 者であった理由を教えてください。

（回答）本事業は、ケーブルテレビで放送する広報番組（Weekly さくら）の制作を行う業務委託となっております。

落札率が高い理由については、事業経験の要件（過去 5 年間で、1 放送あたり 15 分以上、年間 12 回以上のシリーズ番組のテレビ番組制作を元請けとして受注し、完了した実績を有すること）に該当する事業者が少なかったためと考えております。また、番組の取材は佐倉市内で行うことが多いため、佐倉市から遠い事業者にとっては、利益面におけるメリットが小さかったことも 1 つの要因として考えております。

案件⑨ 令和 8 年度 JR 佐倉駅自由通路定期清掃業務委託（道路維持課・一般競争入札）

（質問）落札率が低い（22.9%）理由及び事業が適切に遂行されているか教えてください。

（回答）本事業は、JR 佐倉駅の自由通路の窓ガラスや階段、エレベーター等を月 1 回定期清掃する業務委託です。

設計金額については、建築保全業務積算要領や千葉県的设计単価により算出しており、適正なものと考えております。

契約相手方は、過去にも当該箇所の清掃業務委託を受注・完了した実績があり、業務内容を熟知していることから、人員配置や作業工程などを工夫することで経費を削減できること、定期清掃であるため他の業務と計画が合わせやすいことから、価格を抑えることができたと考えております。

業務遂行の精度についても問題はありません。

（質問）金額の大部分は人件費でしょうか。入札参加した 5 者のうち、2 者と 3 者で入札金額に差が生じていますが、配置する人員数の差によるものでしょうか。

（回答）そのように考えております。

案件⑩ 令和 8 年度 佐倉市志津北部地域包括支援センター業務委託（包括的支援事業等）（高齢者福祉課・随意契約）

（質問）随意契約 2 号相当とする具体的事情を教えてください。

（回答）地域包括支援センターは、地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的としています。

本事業では、高齢者福祉に関する総合相談、権利擁護、ケアマネジャーに対する支援、医療・介護関係者間の連携の推進、地域における生活支援体制整備、認知症総合支援、地域ケア会議の開催などの事業、及び介護予防・日常生活支援総合事業である一般介護予防の普及・啓発など、高齢者の介護・福祉に係る幅広い業務を網羅的に委託しています。

本業務の履行にあたっては、これら多くの事業のノウハウや経験が求められるほか、利用者やその家族との信頼関係の構築を図り、地域住民、医療機関及び居宅介護事業所等との密接な連携体制を構築する必要があります。

契約の相手方は、事業場所において、要介護認定を受け在宅生活が困難な方が入所できる特別養護老人ホームや、同敷地内においてショートステイサービス、デイサービス、ホームヘルプサービスの提供、居宅介護支援事業所の運営など、高齢者支援に必要となるノウハウと人材が豊富です。

また、地域包括支援センターの運営状況については、介護保険法に基づいた厚生労働省が示す評価指標を用いて総合的に評価し、その結果を佐倉市高齢者福祉・介護計画推進懇話会（地域包括支援センター運営協議会）で審議しており、当法人が運営するセンターの運営状況は良好でした。

以上のことを総合的に考慮した結果、適当な相手方として当該法人を選定しました。

（質問）佐倉市の場合、地区によって委託先が違うのでしょうか。

（回答）佐倉市の地域包括支援センターは5つの地区に分けて設置していますが、それぞれ違う事業者委託しております。

（質問）利用者とケアマネとの間には密接な人間関係ができていると推測でき、突然事業者が変更になると問題になる気がしますが、どのくらい前から当法人に委託しているのでしょうか。

（回答）地域包括支援センターの業務委託を開始した平成21年以降、当法人に委託しております。

○議題3 プロポーザル方式による受注者の選定結果等について

令和7年10月1日から令和8年3月31日までに契約した、プロポーザル方式により業者選定を行った随意契約2件について、事業担当課職員による選定結果報告及び質疑応答を行いました。

案件① 佐倉市防災アセスメント調査等業務委託（危機管理課）

（質問）事業内容とプロポーザル方式で実施した経緯についてお伺いします。

（回答）本事業は、千葉県が実施している最新の「千葉県地震被害想定調査」等を基に、本市に大きな被害をもたらす可能性のある自然災害等について、最新

の科学的知見と地域社会に関する最新のデータに基づく被害想定調査等を実施し、「佐倉市防災アセスメント調査報告書」及び「佐倉市地域防災計画」の改訂を行うものです。

本業務の実施にあたっては、最新の知識や専門的な技術、同種業務の豊富な経験を有した提案者を募り、その中から提案内容等を総合的に審査し、最適な事業者を選定することが適正と判断し、プロポーザル方式を採用したものです。

(質問) 成果物は調査報告書のみでしょうか。

(回答) 調査報告書及び地域防災計画の改訂案の納品までお願いしております。

(質問) その成果物を基にハザードマップ等を作成していくということでしょうか。

(回答) 地震被害をベースとした防災アセスメントの結果を反映させる形で、防災マップを仕上げていくことになります。

なお、佐倉市で提供しているハザードマップは、県や国土交通省が公表しているデータを利用しながら、本市の情報を加えて作成するものになります。

案件② 佐倉市水道料金・下水道使用料検針・収納及び窓口受付等業務委託（経営企画課）

(質問) 事業内容とプロポーザル方式で実施した経緯についてお伺いします。

(回答) 本業務は、上下水道部が所管する各種業務（受付業務、料金業務、給水業務及び排水業務）について、包括的に外部委託を行うものです。

価格のみによる競争だけではなく、事業者が持つ専門的知識やノウハウを基に、地域への貢献や災害時における体制の提案を受け、効率的かつ経営基盤の強化・改善、お客様サービスの向上、人手不足への対応に貢献しうる業務内容を決定していくことが適正と考え、プロポーザル方式を採用いたしました。